

令和6年第10回定例会（会議録）

開 催 日	令和6年10月18日（金）
開 催 場 所	あま市役所 2階 B1B2会議室
開 催 時 間	午後2時00分 ～ 午後4時00分
出 席 委 員	溝口正己、小笠原英司、笹野奈津子、吉川孝子、近藤真司
欠 席 委 員	なし
出 席 者	教育長 他事務局職員8名
傍 聴 人	0人
議 事 日 程	<p>日程第1 教育長開会のあいさつ</p> <p>日程第2 前回会議録の承認</p> <p>日程第3 教育長の経過報告</p> <p>日程第4</p> <p style="padding-left: 2em;">議案第48号 後援申請について</p> <p style="padding-left: 2em;">議案第49号 教育支援室の入室について（非公開）</p> <p>日程第5 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あま市美和図書館資料の除籍等に関する基準の一部改正について（報告） ・令和7年度あま市美和図書館館内整理日の承認について（報告） ・第50回衆議院議員総選挙にかかる投票所について（報告） ・令和6年度9月議会（一般質問）について（報告） ・就学援助費の受給審査について（報告）（非公開） ・通級児童生徒の入退級願について（報告）（非公開） ・あま市内教職員人事案件について（報告）（非公開） ・生徒指導（令和6年9月）について（報告）（非公開）

発 言 者	議 事 の 大 要
	【開会時刻：午後2時00分】
教 育 長	(開会宣言)
教 育 長	日程1、教育長開会のあいさつ
	(教育長あいさつ)
教 育 長	日程2、前回会議録の承認
教 育 長	前回の会議録を承認願います。
委 員 全 員	(会議録に署名)
教 育 長	日程3、教育長の経過を報告する。
	(令和6年9月13日～令和6年10月18日の経過を報告)
	市教育委員会関係 6回
	教育長用務 3回
	教育総務課事業 1回
	学校教育課事業 9回
	生涯学習課事業 1回
	スポーツ課事業 6回
	市行事 11回
	市議会関係 1回
	今後の予定
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	日程4、議案 1件公開 1件非公開
教 育 長	議案第48号「後援申請について」
教 育 総 務 課 長	①「はたらくってなーに？おみせやさんごっこ (キッズマネースクールあいちニコニコSL校)」
	事業目的は、児童向け金銭教育セミナーです。
	事業内容は、寸劇と体験 (お店屋さんごっこ)、座学 (お金の成り立ち) です。
	後援名義の必要な理由及び使用目的は、昨今の金融リテラシーの高

	<p>まり、金銭教育の必要性を受けて小学生向けのセミナーを行うにあたり、保護者に安心感をもってもらうため、配布チラシに使用しますとのことです。</p> <p>開催期間は、令和6年11月24日（日）、令和6年11月30日（土）の2日間です。</p> <p>開催場所は、甚目寺公民館です。</p> <p>参加者は、市内の学生（小学生1年生～4年生を対象）の50人を予定しているとのことです。</p> <p>参加料は、無料です。</p> <p>他自治体の状況は、愛西市、弥富市は、令和5年度及び令和6年度に申請があり、承認をしております。蟹江町は、令和4年度及び令和6年度に申請があり、「公益性がない」という理由のため不承認としております。津島市は、令和4年度は承認をしておりますが、その際に書類の不備が多く、連絡が繋がりにくい、事業報告書の提出がなかったため令和6年度については不承認とする予定とのことです。</p> <p>当該団体からは、申請日同日の令和6年9月11日にチラシ配布依頼がありましたが、公的機関に準ずる機関等でないため不許可として既に連絡をしてあります。</p> <p>また、当該団体からは、令和5年3月8日に今回と同様の申請があり同年4月の定例会において「営利活動につながる恐れがある。」という理由のため不承認としております。</p> <p>(以下概略を説明)</p>
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	<p>費用がかかっているのに無料で開催されることが気になります。また、子どものためのマネースクールなのに、資料の事業内容を見ると「親御さん向けにお小遣いの考え方やお金の一般教養・雑学についてお伝えする時間もあります。」とあります。更に、講師の和泉千春氏をネットで調べますとソニー生命保険のマネージャーと記載があります。「キッズマネースクール」でネット検索しますと参加者の感想等が</p>

	載っており、途中のところで親と講師の時間があり、長時間にわたり
	保険の話がされますが勧誘はありません。勧誘はありませんが、パン
	フレットがあり最後のアンケートには、「家族構成、氏名、生年月日並
	びに電話番号」を記載させられるアンケートだそうです。そこから勧
	誘が始まると推測されます。公的機関がこのような活動に会場を貸し
	ていいのかという声もあります。それだけを見て判断する訳ではあり
	ませんが、もし資料のとおり「親御さん向けに話がある。」その中で
	保険にかかる話があれば、勧誘はなくとも保護者は勧誘と疑う方もい
	らっしゃると思われま。そうなれば営利目的になります。それを教
	育委員会が後援することは疑問です。
委 員	今回、企業名が資料に出ていませんが、実際のところはどうでしょ
	うか。
委 員	前回との違いはありますか。
教育総務課長	団体も内容も同じです。
	他の市町で承認となっていることもあり申請がされたと思われま
	す。
委 員	他の市町でも「不許可」とする自治体が増えてきております。参加
	者の声を聞いて「保険の勧誘のようなことがある。」ということを理解
	してきたと考えます。
教 育 長	今回は、担当職員から「不許可」になる可能性が高いことを伝えた
	上で申請がありました。
教育総務課長	チラシ配布の不許可を連絡した際、「チラシが配布できないなら後
	援申請をもらう意味がないため取り下げのかもしれない。」という話
	もありました。
委 員	チラシを配布したいだけだと思われま。
教 育 長	他にご質問ありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)

教 育 長	① はたらくってなーに？おみせやさんごっこ 否認
	以上としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	①を否認とする。
教 育 長	日程 5、その他 4件公開 4件非公開
	(1)「あま市美和図書館資料の除籍等に関する基準の一部改正について (報告)」
生涯学習課長	趣旨は、視聴覚資料(歴史的価値を有するものや再び収集が困難なものなどの価値が高い資料及び地域資料を除く。)を除籍可能とするため、また、それに合わせて字句の修正を行うため、本基準を一部改正するものです。
	内容は、
	(1) 視聴覚資料の除籍について「4 除籍の対象外資料」において、「(4) 視聴覚資料」を削除します。
	(2) 字句の修正について、
	ア「4 除籍の対象外資料」において、「前項の規定にかかわらず、」を削除します。
	イ「6 除籍資料の取扱い」において、「5」を「上記」に改めます。
	ウ「6 除籍資料の取扱い」において、「前号」を「上記」に改めます。
	施行期日は、公布の日から施行するものです。
	基準につき、教育長専決の報告といたします。
生涯学習課長	具体的に言いますと、視聴覚資料としていわゆる「レーザーディスクやVHS等」が美和図書館内にあります。既に販売もされておられません。十数年経って機械が故障しておりますが、現状それを除籍することができないため、除籍ができるようにするための改正になります。
	(以下概略を説明)

教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(2)「令和7年度あま市美和図書館館内整理日の承認について(報告)」
生涯学習課長	利用者の利便を図るため、あま市美和図書館館内整理日を次のとおり教育長専決として承認した報告です。
	規則第4条第2項但し書きに規定する館内整理日
	・令和7年8月は、8月25日(月)とする。
	・令和7年12月は、12月15日(月)とする。
	・令和8年2月は、規則第4条第3項に定める特別整理期間内に実施する。
	規則第4条第3項の特別整理期間
	・令和8年2月13日(金)から同19日(木)までの、通常の日曜休館(16日)を除いた、6日間とする。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(3)「第50回衆議院議員総選挙にかかる投票所について(報告)」
生涯学習課長	令和6年10月27日に執り行われる第50回衆議院議員総選挙における投票所として社会教育・スポーツ施設の借用依頼がありました。
	借用日は、令和6年10月25日(金)～10月27日(日)です。
	借用施設は、七宝公民館、七宝総合体育館、甚目寺公民館です。
	その他施設は、学校及び教育相談センターです。
	休館の場合、教育委員会定例会で報告することと規程されておりますが、今回は休館日ではなく、貸館を全て止めて窓口業務のみとなります。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)

委員全員	(質疑なし)
教育長	(4) 令和6年9月議会(一般質問)について(報告)
教育部長	令和6年9月議会の一般質問では、教育関係について4人の市議から合計6件の質問を受けました。その概要を報告します。詳細については、ウェブサイトでもご確認いただけます。
教育部長	I 毛利尚義議員から質問を受けました。
教育部長	1 不登校への対応拡大を
	(1) 児童生徒の現状について
	①過去3年間の市内小中学校の不登校児童生徒数を伺います。
	②不登校理由について市の調査結果を伺います。
	以上の質問に対し、「過去3年間の不登校の状況につきましては、令和3年度は、小学校103名、中学校144名、令和4年度は小学校121名、中学校170名、令和5年度は小学校176名、中学校199名となっております。令和5年度における不登校理由につきましては、大きく3分類すると「学校内の問題」が約18%、「家庭の問題」が約19%、「本人の問題」が約53%となっており、その他が10%となっております。」と答弁しました。
	(2) 児童生徒へのサポート体制について
	①不登校児童生徒へのサポート体制を伺います。
	②校内教育支援室設置校と登録人数を伺います。
	③ビリーブへ体験や説明を聞きに来た人数と登録人数を伺います。
	④民間フリースクールへ通っている児童生徒数を伺います。
	⑤ビリーブや民間フリースクールへ通っていない児童生徒への支援体制について伺います。
	⑥「居場所づくり」のアンケートについて詳細と活用方法について伺います。
	以上の質問に対し、「不登校児相生徒のサポート体制といたしましては、学校に設置している校内教育支援室や教育相談センター内に設置している教育支援室及び今年度より各中学校区にスクールソーシ

	<p>ャルワーカーを1名ずつ配置して、サポート体制を整えております。</p> <p>七宝中学校のほか、美和中学校、甚目寺東小学校が独自で校内教育支援室を設置しております。登録人数といたしましては7月19日（夏休み前）現在の状況となりますが、七宝中学校では11名、美和中学校では10名、甚目寺東小学校では、登録している児童はおりませんが、短時間利用している児童は3名となっております。</p> <p>令和5年度の入室相談件数は45名で、うち入室者数は31名、令和6年度は、8月5日現在で入室相談件数は11名で、うち入室者数は9名となっております。登録人数は小学生13名、中学生30名の計43名となっております。</p> <p>民間フリースクール利用については、把握している人数としましては6名となります。基本的に出席扱いとなります。</p> <p>ビリーブや民間フリースクールへ通っていない児童生徒へは担任の教員から電話連絡をしたり、家庭訪問を行っております。</p> <p>本市小中学校の教員で構成される、教育課題検討委員会において本年6月に実施したアンケートとなります。アンケートの目的としましては、不登校の児童生徒が増加するなか、学校へ配置されているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、不登校の子どもを持つ親の会やフリースクールについて、不登校等で悩んでいる子どもや保護者がどれほど認識しているのか、学校現場として把握した上で、外部専門機関や団体と困り感のある保護者や児童生徒をつなげていきたい、という趣旨でアンケートを作成したものです。活用方法としましては、アンケートの結果を基に児童生徒・保護者に支援団体のことを広く周知するとともに、支援団体や不登校経験者、その保護者を交えた集いの場を提供したいと考えております。」と答弁しました。</p> <p>(3) 保護者へのサポート体制について</p> <p>①不登校の子どもを持つ家庭との出欠席の連絡体制を伺います。</p> <p>②親の会など当事者との意見交換の場について伺います。</p> <p>以上の質問に対し、「出欠席の連絡については、保護者から連絡がな</p>
--	--

	<p>ければ、担任より保護者に対し出欠の確認をしております。学校と家庭との関わり方によって異なりますが、毎日保護者から連絡をいただく家庭もあれば、毎日連絡をして欲しくないという家庭もあります。</p> <p>教育支援室「ビリーブ」において保護者同士が意見交換する場を設けておりますが、それ以外にも先ほどの答弁と重なりますが、本年6月に実施した「居場所づくり」のアンケート結果を基に、児童生徒・保護者に支援団体のことを広く周知するとともに、支援団体や不登校経験者、その保護者を交えた集いの場を提供したいと考えております。」と答弁しました。</p>
教 育 部 長	<p>2スクールソーシャルワーカーについて</p> <p>(1) 現状について</p> <p>①配置後の状況を伺います。</p> <p>②連携先機関数と主な連携先を伺います。</p> <p>以上の質問に対し、「配置より4か月が経過した7月31日現在、市内17小中学校において、スクールソーシャルワーカー（SSW）5人で174件の個別ケースを担当し、教職員及び関係機関が出席するケース会議が延べ46件開催されました。これまでに連携した関係機関は57機関であり、児童家庭福祉関係機関として、児童発達支援センターや小学福祉サービス事業所、社会福祉協議会の障害相談支援、同じく地域包括支援センター等があり、行政機関としては、社会福祉課の保護係、障がい福祉課、学校教育課、教育相談センターなどがあります。また、医療機関としては、青い鳥医療療育センターなどがありました。」と答弁しました。</p> <p>(2) 今後について</p> <p>①幼稚園や保育園から小学校への情報共有について伺います。</p> <p>②今後の具体的な施策や目標について伺います。</p> <p>以上の質問に対し、「幼稚園、保育園、認定こども園のお子さんが小学校へ就学する段階では、毎年夏頃に、市内の幼稚園、保育園、認定こども園が持つ情報を、就学先小学校と共有する会議を開催しており</p>

	<p>ます。また、市内小学校から学区の中学校へ進学する際には、小学校の教員と中学校の教員が情報を共有する機会を設けております。加えて、スクールソーシャルワーカー（SSW）は、児童生徒を支援する「チーム学校」の一員として、教職員と必要な情報を共有し、支援にあたっています。</p> <p>スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置により、学校現場では困難を抱える家庭への介入、関係機関との連携による支援体制を充実させることにより、教職員の多忙化を解消し、教職員の本来の業務である学校教育力の向上を目標としています。」と答弁しました。</p>
教 育 部 長	<p>3教員の負担軽減について</p> <p>(1) 児童生徒用タブレットについて</p> <p>①現在の市内小中学校での活用状況を伺います。</p> <p>②導入している端末の詳細を伺います。</p> <p>③自治体によって使用機種や使用アプリが異なることについて、市の見解を伺います。</p> <p>以上の質問に対し、「市内小中学校でのタブレット端末の活用状況につきましては、年1回の調査を実施しており、令和5年度の調査結果で申し上げますと、小学校で平均61.2%、中学校で平均59.4%、全校平均60.3%でありました。調査方法につきましては、全校全学年で9月1日から9月30日までの期間中の2日間のうち、総授業時間数とタブレット端末活用授業時間数の比較をすることにより、タブレット端末を活用した授業時間の割合を求めています。</p> <p>タブレット端末につきましては、iPad（アップル社製）を導入しており、ケース一体型キーボード、液晶画面保護フィルムをつけております。また、システム・アプリにつきましては、端末管理システムとしてジャムプロ（ジャムフ社製）、授業支援システムとしてロイロノート（ロイロ社製）、ドリルソフトとしてラインズイーライブラリアドバンス（ラインズ社製）を導入しております。</p> <p>現在、本市小中学校においては、iPad、ロイロノート、ライン</p>

	<p>ズイーライブラリアドバンスを使用した授業のノウハウが蓄積されており、iPadとアップルTVの連携による教室内の大型モニターへの提示も行っております。使用機種や使用アプリを変更した場合には、児童生徒及び教職員が、新たな機種やアプリの使用方法を1から覚える必要があり、関連する機器類の変更に係る費用も発生することとなります。また、学校現場から「変更してほしい」という要望も出ていないことから、本市教育委員会としましては、現時点で使用機種や使用アプリの変更が必要であるとは考えておりません。」と答弁しました。</p>
教 育 部 長	Ⅱ森耕治議員から質問を受けました。
教 育 部 長	1 学校での履物について
	(1) 外履きについて
	①小中学校での生徒の外履きの現状（規則等）は。
	②小中学校での教員の外履きの現状（規則等）は。
	③小中学校での外履きの自由度は上げられないか。
	<p>以上の質問に対し、「小学校につきましては、外履きは運動靴で色は自由となっています。中学校につきましては、校則で運動靴となっており、今年度より、美和中学校では色指定の緩和、七宝北中学校では色指定を廃止しております。また、他の3中学校につきましても、色指定の見直しを検討しております。</p>
	<p>教員の外履きにつきましては、体育時は運動靴となっておりますが、規則はございません。小学校では、基本運動靴となっておりますが、雨天時の長靴や怪我等の状況に応じてサンダル等を許可しております。中学校につきましては、先ほどの答弁と重なりますが、今年度より、美和中学校は色指定の緩和、七宝北中学校が色指定を廃止しております。また、他の3中学校についても色指定の見直しを検討しております。」と答弁しました。</p>
	(2) 上履きについて
	①小中学校での生徒の上履きの状況（規則等）は。（通常時 体育館利

	用時)
	②小中学校での教員の上履きの状況（規則等）は。（通常時 体育館利用時）
	③上履きに靴、スリッパの差があるのは何故か。（現在の状況に至る歴史的背景や時系列）
	④災害時等にスリッパで緊急避難をすることについての考えは。
	⑤上履きをシューズに統一してはどうか。（自由度も含め）
	<p>以上の質問に対し、「小学校につきましては、上履きは白のバレエシューズとなっており、体育館利用時は通常時等は別の体育館用シューズとなっており、学校によりつま先の色指定のある所もあります。中学校につきましては、5校中4校は学年で色指定されたスリッパを上履きとしており、甚目寺中学校のみシューズとなっておりません。また、5校とも体育館利用時は学校指定の体育館用シューズとなっております。小中学校ともに教員の上履きについての決まりはありません。体育館利用時は各自の体育館用シューズを使用しております。市内中学校における上履きは、現在、甚目寺中学校1校がシューズで他の4校がスリッパとなっております。甚目寺南中学校も昭和57年の開校当時の上履きはシューズであったようですが、現在はスリッパに変更となっております。上履きは各学校の校則で決められているため、現在に至るまでのどこかで、校則が変更されたものと思われませんが、少なくともスリッパに変更されて30年近く経過しております。過去にさかのぼって聞き取り調査を行いました。具体的にいつからスリッパに変更となったか、またその理由は把握できておりません。災害時における緊急避難につきましては、スリッパよりもシューズの方が校内の避難経路途中及び屋外での安全性が高いと考えられます。上履きは各学校の校則により決められておりますが、文部科学省発行の生徒指導提要において、校則の見直しにあたっては、児童会・生徒会や保護者会といった場において、確認したり、議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを行っていくことを求めています。</p>

	<p>おります。市教育委員会といたしましては、児童生徒・保護者及び地域の皆様の意見を取り入れるという観点から、児童会・生徒会で議論してもらうとともに、各学校において教員の他に保護者や地域住民の代表、民生委員等で組織される学校運営協議会で提案をし、検討を進めていきたいと考えております。教職員につきましては、災害時の避難誘導を指示する立場である以上、新年度からは職員室以外の場所ではシューズの着用を基本とする方針を市教育委員会から各学校へ通達したいと考えております。」と答弁しました。</p>
	<p>(3) 足育について</p>
	<p>①履物の大切さについて現在の認識は。</p>
	<p>②更なる啓発はできないか。</p>
	<p>以上の質問に対し、「平成28年12月議会において答弁をしました、「足育は、足に着目した新しい視点での健康づくりとされており、小中学生の発達段階で、体の発達のためには重要と考える。」という認識は現在もかわってはおりません。現在、本市では各小学校の入学説明会におきまして足育の案内及び足計測シートを保護者へ配布することで、自身に合った靴等の購入を促し、足育の啓発に努めております。更なる啓発とのご質問ですが、来年度、生涯学習課の幼児期家庭教育講座等で周知・啓発を行うとともにスポーツ課におきましても、市民体力測定会の1つに足測定シートの活用を市民に働きかけたいと考えております。」と答弁しました。</p>
教 育 部 長	<p>Ⅲ八島堅志議員から質問を受けました。</p>
教 育 部 長	<p>1 デジタル改革で行かない・待たない・迷わない行政手続を</p>
	<p>(1) 行政手続のオンライン化もワンストップ</p>
	<p>①今年度市スポーツ施設の一般への利用拡大について検討とのことだがその進捗は。</p>
	<p>②教育現場において、学校と保護者の欠席連絡、PTAや部活グループへの連絡、案内資料配布等で公式LINEやアプリを活用している自治体があるが、本市においては当該業務をどのような手段で行って</p>

	いるか。
	以上の質問に対し、「進捗状況につきましては、登録団体の意向を確認するための個人利用に関するアンケートの実施に向けて、スポーツ課内で質問に関する内容などを検討しているところであります。また、今後につきましては、スポーツ協会・スポーツ少年団に加盟し手続ります各団体の代表者、ならびに一般登録団体を無作為に抽出しまして、アンケートを実施し、その結果をもとに利用拡大に向けて務めてまいりたいと考えております。学校から保護者への連絡につきましては、「きずなネット」を利用して通知を行っている学校もありますが、保護者との連絡につきましては、主に電話により連絡を行っている状況であります。なお、令和7年9月に行う校務支援システムの更新に合わせて、学校と保護者との連絡をオンライン化するアプリを導入する予定であります。導入するアプリは、保護者からの欠席連絡を校務支援システムに自動連携する機能や、学校からの案内資料配布について、保護者への一斉配信、学年、クラス、任意のグループ等、配信先設定が可能なものを予定しています。」と答弁しました。
教 育 部 長	IV石田良雄議員から質問を受けました。
教 育 部 長	1 フードロスについて
	(1) 学校給食について
	①小中学校給食の食べ残しの廃棄量は年間どれ位になっているか。
	②オーガニック食材の使用時の廃棄量は。
	③年間で廃棄に係る金額は。
	④廃棄を減らす取り組みは。
	以上の質問に対し、「令和3年度は26.2tで、内訳として小学校13.7t、中学校は12.5t、令和4年度は29.0tで、内訳として小学校16.8t、中学校は12.2t、令和5年度は27.0t、内訳として小学校は16.6t、中学校は10.4tとなっております。オーガニック食材の使用時の廃棄量につきましては、オーガニック食材及びそのオーガニック食材を使用したメニューのみの

	<p>廃棄量については計量しておりません。オーガニック食材を使用した日の副食すべてを合算した廃棄量を申し上げます。第1回は、令和5年5月2日（火）で、副食の廃棄量は159.8kgで、内訳として小学校は124.2kg、中学校は35.6kgでした。オーガニック食材として有機にんじんを使用し、有機にんじんのきんぴらごぼう及び有機にんじんの若竹汁を提供しました。第2回は、令和5年12月8日（金）で、副食の廃棄量は59.3kgで、内訳として小学校は45.3kg、中学校は14.0kgでした。オーガニック食材として有機れんこんを使用し、有機れんこんの和風ポトフを提供しました。第3回は、令和6年1月26日（金）で副食の廃棄量は128.8kgで、内訳として小学校は89.4kg、中学校は39.4kgでした。オーガニック食材として有機だいこんを使用し、有機だいこんのみそおでんを提供しました。年間で廃棄にかかる金額につきましては、保育園及び小中学校給食の食べ残しと給食の調理時に出る残渣（ごんさ）をまとめて廃棄しており、小中学校給食の食べ残しの廃棄のみにかかる金額は算出はできません。保育園及び小中学校給食の食べ残しの廃棄と給食の調理時出る残渣（ごんさ）をまとめて廃棄にかかる金額は、税込みで令和3年度が3,300,000円、令和4年度3,630,000円、令和5年度が3,080,000円となっております。給食センターとしましては、月に1回、献立検討会を開催し、そこで月ごとの残食量の資料を作成し、残食量が少ない学校の教諭から残食量を減らすための取り組みを紹介してもらうなど、学校間の情報提供を図っております。また、残食に関する動画を作成し、学校での給食の時間や給食センター施設見学時、親子料理教室などで視聴してもらう取り組みを行っております。学校での取り組みとしましては、学校により異なりますが、主に「残さいゼロキャンペーン」や「からっぽウィーク」などと題し、残食を減らす取り組みを行い、残食量が少ないクラスを表彰しております。また、児童生徒が残食を減らすためのポスターを作り啓発を行っております。」と答弁しました。</p>
--	--

この教育委員会定例会会議録の大意は、事実と相違ないことを証するために

ここに署名する

令和6年11月15日

教育長 伊藤 克仁

教育長
職務代理者 溝口 正己

委員 小笠原 英司

委員 笹野 奈津子

委員 吉川 孝子

委員 近藤 真司

事務局 鎌倉 崇志

会議録作成 野口 清司